

東日本大震災復興関連事業チェックシート  
(平成23年度第3次補正予算)

(厚生労働省)

事業名	キャリア形成促進助成金	担当部局庁	職業能力開発局	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	平成13年度開始	担当課室	育成支援課	育成支援課長				
会計区分	労働保険特別会計雇用勘定	施策名	Ⅱ-1-4 多様な職業能力開発の機会を確保する。					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	雇用保険法 第63条第1項第1号、第4号、第5号及び第7号、雇用保険法施行規則 第125条、職業能力開発促進法第15条の3及び第96条	関係する計画、通知等	第9次職業能力開発基本計画(平成23年厚生労働省告示第143号)					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	今次の東日本大震災は、未曾有の大災害であり、加えて風評被害や電力制約の広域化等もあって、全国的な景気・経済、ひいては雇用への深刻な影響が懸念されるところである。このため、震災等の影響を受けた事業主を支援するため、キャリア形成促進助成金の特例措置を講ずる。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	労働者に計画的な職業訓練等を実施する事業主、自発的な職業能力開発に取り組む労働者に対して支援等を行う事業主に対して、訓練に要した経費や訓練中の賃金の一部等を助成し、労働者の職業能力の開発及び向上を促進するキャリア形成促進助成金について、被災地の復興や、震災等の影響を踏まえた新たな事業展開に必要な人材育成のため、特例措置を実施。(助成率は別添)							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
23年度予算額 (単位:百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計			
	8,990			437	9,427			
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標 (アウトプット) <small>※上段( )書きは予算措置の累積に係る見込み</small>	活動指標	単位	23年度活動見込
			23年度	(年度)				
助成措置の対象となった訓練等を従業員に受講(支援)させた目的が達成できたとする割合		%	90	—				
単位当たりコスト	(571千円/1事業所あたり) 546千円/1事業所あたり		算出根拠		(23年度当初予算8,564百万円/対象事業所数15,000所) 第3次補正予算437百万円/対象事業所800所			
事業所管部局による点検								
項目					内容			
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。					<b>【復興への提言】</b> 第2章(4)②「地域の産業の高度化や新産業創出を担う人材の育成、職業訓練の充実などの取組を支援することも大切である。」 <b>【東日本大震災からの復興の基本方針】</b> 5(2)④(i)「被災地における当面の復旧事業に係る人材のニーズや、震災後の産業構造を踏まえ、介護や環境・エネルギー、観光分野等の成長分野における職業訓練の実施や、訓練定員の拡充、産業創出を担う人材の育成等を行う。」 に則った施策である。			
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。					震災復興のための人材育成が求められている一方で、震災の影響により事業主の経営状況が悪化している状況にあり、従来の助成率では的確な職業訓練を行うことが困難であるため、今回の特例措置はニーズがあり、優先度が高い。			
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。					本事業については、これまでも、技能・知識の習得等の目的が達成された事業主・従業員が9割以上を占めており(アンケート調査結果による)、今回の震災等の影響を踏まえた特例措置を講ずることにより、引き続き効果的・効率的な事業の実施が可能となる。			
費用対効果や効率性の検証が行われたか。								
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。					本事業は、事業主が職業訓練等を行い、国が必要な支援を行うとの役割分担としている。			
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。					他の事業との特段の重複はない。事業主は事前に訓練計画を作成することとしているため、計画的に実施される仕組みとなっている。			
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。					補正予算成立後ただちに着手・執行可能である。事業実績については公表することとしている。			

注1. 「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で累積の見込みを記入すること。

注2. 「単位当たりコスト」欄については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度1次補正 × ×円/ )」などと記入すること。

注3. 「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。